

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) <7・8掲示>	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 (〃) <〃>	1
○新たに生じた土地の届出 (市町村振興課)	1
○新たな字区域画定の届出 (〃)	1
○字の区域及び名称の変更の届出 (〃)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業者の名称の変更の届出 (〃)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (〃)	2
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	2
○道路の区域変更 (道路課)	2
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参与課) <6・26掲示>	3
○社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成20年度の経営状況の公表 (管財課)	3
○換地処分の届出 (四万十町) (農業基盤課)	3
○野生動植物保護区の指定の案の縦覧 (環境共生課)	3
高知県公安委員会規則	

◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 <6・29掲示>	4
その他 ○地方公務員等共済組合法による平成20年度決算の要旨 (市町村振興課)	5

規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則(平成元年高知県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「第314条の7」を「第314条の7(同条第1項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)」に改め、同表備考2(1)中「所得税法」を「所得税法第78条第1項及び第2項(同項第1号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)」に、「及び」を「並びに」に改め、同備考(2)中「第41条の2」を「第41条の2、第41条の3の2第4項」に、「第41条の19の3第1項」を「第41条の19の5第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

高知県告示第481号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年7月8日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

内外ノ浦加入区

高知県告示第482号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成17年7月高知県告示第506号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成21年7月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年7月8日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第483号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、黒潮町長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同町の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積
幡多郡黒潮町上川口字船倉784の7及び784の8並びに字鯨公園1768の2の地先	8,086.16平方メートル

高知県告示第484号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、黒潮町長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同町の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
幡多郡黒潮町上川口字船倉784の7及び784の8並びに字鯨公園1768の2の地先	8,086.16平方メートル	上川口字鯨公園

高知県告示第485号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
小野	寺中	416の1の一部、416の3の一部	小野	柳ノ久保
		506、507の5、507の8、1388		中瀬ノ上

	彦三屋敷	614の1の一部、614の3	井戸ノ上	
	瀬ノ上	648の3の一部、649の一部、651の一部、653の5の一部、1421の一部、1422の一部		
	井戸ノ上	1412の2の一部		彦三屋敷

備考 上記地番は、平成21年3月5日現在の登記簿による。

高知県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
むこせ薬局 香美市土佐山田町西本町二丁目 平21・6・1
3番6号

高知県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更年月日
変更前	デイサービスセンター洋寿ふれあいの家通所介護事業所	安芸郡芸西村西分乙297番地	社会福祉法人土佐香美福祉会 香美市土佐山田町550番地2	平成20年4月1日

変更後	デイサービスセンター洋寿			
変更前	居宅介護支援事業所げいせい	”	”	”
変更後	居宅介護支援事業所洋寿			

高知県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年11月30日	株式会社G R E E N 土佐市高岡町丙466番地1 ハイツナカウチ101	訪問介護事業所さくらんぼ 土佐市高岡町丙466番地1 ハイツナカウチ101 訪問介護 介護予防訪問介護
平成21年3月31日	医療法人瑞風会 安芸市本町二丁目13番32号	医療法人瑞風会森澤病院 安芸市本町二丁目13番32号 介護療養型医療施設
”	南国市地域包括支援センター 南国市大塙甲2301番地	南国市地域包括支援センター 南国市大塙甲2301番地 介護予防支援
”	株式会社アストロ	訪問介護ステーションア

土佐市波介48番地2	ストロ 土佐市波介48番地2 訪問介護 介護予防訪問介護	
”	”	居宅介護支援事業所アストロ 土佐市波介48番地2 居宅介護支援
”	社会福祉法人香美市 社会福祉協議会 香美市土佐山田町 262番地1	香美市社協ヘルパーステーションびらふ 香美市香北町垂生野336番地1 訪問介護 介護予防訪問介護
平成21年4月1日	土佐あき農業協同組合 安芸市幸町1番地16	J A 土佐あきホームヘルプサービス 安芸郡安田町安田1847番地 訪問介護 介護予防訪問介護
平成21年6月1日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島 1535番地	野市ケアセンター 香南市香我美町岸本イノ丸1番地2 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第489号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成21年7月10日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区
中型かつお漁業及び大型定置漁業

高知県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

野生動植物保護区としての指定をする区域（以下「本区域」という。）の維持又は管理、野生動植物の調査その他本種の保護に支障のないものを除き、工作物の設置は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に基づき取り扱うものとする。

イ 土地（水底を含む。）の形質の変更の制限

本区域の現状の地形の維持を図るため、野生動植物の調査その他本種の保護に支障のないものを除き、土地（水底を含む。）の形質の変更は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に基づき取り扱うものとする。

ウ 鉱物の採掘又は土石の採取の制限

本区域の現状の地形の維持を図るため、本種の保護に支障のないものを除き、鉱物の採掘又は土石の採取は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に基づき取り扱うものとする。

エ 河川等の水位又は水量の変更の制限

本種の生育条件の維持のために必要なものを除き、河川等の水位又は水量の変更は、行わないものとする。ただし、河川管理上必要な行為に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に基づき取り扱うものとする。

5 野生動植物保護区として指定をする区域、当該指定に係る県指定希少野生動植物の種名及び当該指定をする区域の保護指針の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

高知県林業振興・環境部環境共生課

(2) 縦覧期間

平成21年7月10日から同月31日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

6 意見書の提出先

高知県林業振興・環境部環境共生課（電話番号088-821-4842）

----- 公安委員会規則 -----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月29日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

高知県公安委員会規則第11号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第

5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号ア(ア)中「以下」を「以下この号において」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「場合」を「場合 ((イ)に該当する場合を除く。)」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

第9条第2号ア中「有するものは」を「有するものにあっては」に、「ついては」を「あっては」に改め、同号ウ中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3号ウ中「3メートル」を「、3メートル」に改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

そ の 他

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) 第22条第3項の規定により、平成20年度の決算の要旨を公告する。

平成21年7月10日

高知県市町村職員共済組合 理事長 下村 正直

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
負担金	2,784,790	8,281,666		90,356	142,651					
特定健康診査等収入	2,878,828	4,884,775			27,569					
掛金				140,230			120,167			13,246
施設収入・商品売上										
基礎年金交付金	272	146,782	869					761,641	344	
利息及CF配当金	284,451		45,930	11,566	44,446	687	164,140	19,759		
その他の収入			16,697		65,000					
他経理から繰入										
前年度支払準備金	452,052									
前年度繰越長期給付積立金										
計	6,400,393	13,166,441	146,782	153,852	322,016	229,613	762,328	164,484	33,005	
給付	3,048,496									
役職員給与			67,345	17,271	66,217	61,845	18,782			
旅費・事務費			10,330	3,474	815	4,566	1,614	603		
商品仕入					1,865					12,201
飲食材料費					23,248					
委託費・委託管理費			1,435	3,618	29,812	6,409	20	240		
支払利息					9,702	530,410	132,454	3,938		
連合会拠込金	88,998							17,701		
前期高齢者納付金	886,283									
後期高齢者支援金	873,573									
病床転換支援金	567									
老人保健拠出金	176,463									
退職者給付拠出金	367,771									
基礎年金拠出金負担金										
他経理へ繰入	16,697			65,000						
その他の支出	600,611	13,166,441	146,782	71,529	204,489	107,548	32,190	16,557	18,471	
次年度支払準備金	471,035									
次年度繰越長期給付積立金										
計	6,530,494	13,166,441	146,782	150,639	293,852	239,207	635,420	187,128	35,453	
差引当期利益又は当期損失金(△)	△ 130,101	0	0	3,213	28,164	△ 9,594	126,908	△ 22,644	△ 2,448	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	558,689	197,527	3,177,325	256,765	136,764	88,175	2,935,539	459,711	422,587
	固定資産		5,562,150	1,284	160	1,204,009	43,299,838	5,528,633	23	
	繰延資産						791			
負債	資産合計	558,689	197,527	8,739,475	258,049	136,924	1,292,184	46,236,168	5,988,344	422,610
	流動負債	249,095	197,527		855	27,532	10,674	41,078,108	310	1,776
	固定負債	471,035		8,739,475	108,744	19,526	834,899	59,292	5,734,550	368,357
資本	負債合計	720,130	197,527	8,739,475	109,599	47,058	845,573	41,137,400	5,734,860	370,133
	資本剩余金				647		150,000			
	積立金					89,866				
資本	利益剰余金又は欠損金	△ 161,407			147,803		296,611	5,098,768	253,484	52,476
	資本合計	△ 161,407	0	0	148,450	89,866	446,611	5,098,768	253,484	52,476
	負債・資本合計	558,723	197,527	8,739,475	258,049	136,924	1,292,184	46,236,168	5,988,344	422,609